

令和4年度 条例運用審議調査（案）

1 根拠

清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例（以下「条例」という）第9条第2項に基づき、条例が適切に運用されているかを審議し、その結果を市長に対し提言することを目的としています。

この規定に基づき条例の運用について審議するものです。

2 目的

市の執行機関に設置された附属機関において条例の規定が適切に運用されているかを審議するため。

3 スケジュール

- (1) 依頼 9月上旬
- (2) 調査期間 2週間
- (3) 調査報告 第9回まちづくり委員会
- (4) 分析 第9回まちづくり委員会条例運用審議グループ
- (5) 審議 第10回まちづくり委員会
- (6) 提言(案) 第11回まちづくり委員会

4 調査対象

条例第10条に規定する附属機関

- (1) 地方自治法第138条の4第3項
- (2) 清瀬市附属機関の設置に関する条例第2条
- (3) 調査の対象としない機関
前項に該当しない委員会等

5 調査項目

- (1) 条例第10条に規定されている内容

ア 公募の委員が加わっているか

イ 公募委員は男女同数か

ウ 公開されているか

エ 条例運用審議グループ追加案

(ア)公募委員の割合を増やす(減らす) 予定(増減の理由を記述させる。)

(イ)女性公募委員の割合を増やす(減らす) 予定(まちづくり条例では男女同数が基本と明示したうえで増減の理由を記述させる。)

(ウ)委員長の選定方法

(エ)公募委員の参加による効果(事業推進・市民の意見の反映等)

(2) 清瀬市附属機関の会議の公開に関する規則

ア 非公開の場合、第3条第1号から第4号までに該当しているか(第4条第1項)

イ 非公開の理由が明らかか(第4条第2項)

ウ 傍聴を認めているか(第5条)

エ 傍聴を認めた場合適切な対応をしているか(第5条)

オ 条例運用審議グループ追加案

(ア)「公開」なのに、開催予告がない理由

(イ) 公募委員がいるのに非公開とする理由(情報の偏った公開なのではないか。)

(3) その他

ア 令和元年度調査項目より

- ・会議開催を周知しているか
- ・会議録を公開しているか
- ・会議の結果の市報掲載をしているか
- ・市役所情報公開コーナーで会議情報の公表をしているか
- ・その他公共施設で会議情報の公表をしているか
- ・その他の方法で会議情報の公表をしているか
- ・WS・パブリックコメントを実施しているか

イ 事務局が調査したい項目

- ・附属機関設置の根拠法令等
- ・市民活動の支援(協働で提供されている行政サービスの数・内容を把握する。)

※(1)は条例に規定されているため、必ず行う必要があります。

6 評価方法

(1) 調査項目に対し、規程どおり実施しているかどうか確認する。

(2) 実施している(していない)機関の全体における割合を出す。

(3) 全体における割合から審議・評価する。

7 市長への提言

(1) 調査の目的・対象・項目について説明

(2) 審議・評価の結果から市長への提言の内容をまとめる。

関係法令等

地方自治法

第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

清瀬市附属機関の設置に関する条例

第2条

附属機関は、別表のとおりとする。

市長

附属機関	担任事項
清瀬市補助金適正化検討委員会	各種団体及び個人に交付する補助金の適正化に係る調査及び検討に関すること。
清瀬市史編さん委員会	市史編さん事業に係る史実の調査、研究又は資料収集に関すること。
清瀬市農業委員会委員候補者評価委員会	農業委員会委員候補者の活動経歴等に係る審査及び評価に関すること。
清瀬市認定農業者等審査会	農業経営改善計画及び青年等就農計画に係る審査に関すること。
清瀬市地域福祉推進協議会	地域福祉の推進に係る協議に関すること。
清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	障害者計画及び障害福祉計画の策定に係る検討等に関すること。
清瀬市地域自立支援協議会	障害者等への支援体制の整備及び地域の関係機関とのネットワークづくりに係る協議を行い、障害者等の自立に向けた地域生活への支援に関すること。
清瀬市新型インフルエンザ等対策協議会	新型インフルエンザのまん延防止並びに新型インフルエンザ対策等に係る実施計画策定、情報収集及び共有化を図るなどに関すること。
清瀬市地域公共交通会議	地域の実情に即した公共交通機関のサービスに係る協議等に関すること。
清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会	高齢者保健福祉計画の策定調査及び進捗状況評価並びに地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関すること。

教育委員会

清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会	特別支援教育推進計画等に係る検討、策定、評価及び点検に関すること。
清瀬市就学支援委員会	児童及び生徒への適切な就学指導等に係る調査及び審議並びに支援に関すること。
清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会	子供読書活動推進計画の策定に関すること。

清瀬市まちづくり基本条例

第10条 市長は、委員会、審査会、審議会等の附属機関等（以下「附属機関」という。）の委員に公募の委員を加えるように努めなければならない。

- 2 公募の委員は、男女同数を原則とする。
- 3 附属機関の会議は、公開を原則とする。

清瀬市附属機関の会議の公開に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、清瀬市の附属機関の会議の公開について個別に定めがない場合の運用に必要な事項を定めることにより、市民に対しその審議状況を明らかにし、公正透明で民主的な市政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき設置された附属機関をいう。

（会議の公開の基準）

第3条 附属機関の会議は、原則、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議が清瀬市情報公開条例（平成13年清瀬市条例第20号）第7条に規定する非開示情報（公益上特に公開する必要があると認められるものを除く。以下同じ。）を含む内容について審議等を行う場合
- (3) 前各号に規定する場合を除くほか、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- (4) 前3号に定める他、附属機関の合議により必要と決定した場合

（会議の公開・非公開の決定）

第4条 附属機関の会議を公開するかどうかは、前条に定める会議の公開の基準に基づき、当該附属機関が決定する。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

（会議の公開の方法）

第5条 附属機関の会議の公開については、次の各号に定める事項に留意するものとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対してこれを認めることにより行うもの

とする。

(2) 会議の傍聴を認める場合には、会議の長は会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定めるなどの方法により、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(3) 当該附属機関の長等は、傍聴人が注意事項を遵守せず会議の進行上支障があると認めるときには傍聴を中止することができる。

(4) 前3号の他、会議の公開に関わる運営の方法及び取扱は当該附属機関の決定により行うものとする。

【参考】過去の条例運用調査との比較

項目		過去の調査	今回の調査
根拠		清瀬市まちづくり基本条例第9条第2項	清瀬市まちづくり基本条例第9条第2項
目的		清瀬市まちづくり条例の規定が適切に運用されているかを審議するため	清瀬市まちづくり条例の規定が適切に運用されているかを審議するため
スケジュール	依頼	4月	9月
	調査期間	2週間	2週間
	調査報告	8月	9月（第9回まちづくり委員会）
	分析	9月	9月（第9回まちづくり委員会条例運用審議グループ）
	審議	11月	10月（第10回まちづくり委員会）
	提言(案)	11月	11月（第11回まちづくり委員会）
	提言	11月	12月
調査対象		まちづくり基本条例（第3条・第4条・第8条・第10条・第11条）	・まちづくり基本条例（第10条）
調査項目		<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属機関の根拠法令 ・ 委員数(公募の人数等含む) ・ 会議の公開、非公開 ・ 休止、廃止の附属機関 ・ 市民活動の支援状況 ・ パブリックコメント実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員数(公募の人数等含む) ・ 会議の公開、非公開 ・ 傍聴について ・ 会議開催の周知・報告等 ・ WS/パブリックコメントの実施 ・ 市民活動の支援状況
評価方法		各項目の割合を出しその結果に対し評価する。	各項目の割合を出しその結果に対し評価する。
提言		調査結果の評価について具体的な記載はない。	審議・評価の結果を市長への提言